

## 232 保利茂日本鰹節類統制株式会社社長任命に関する件に付

回答  
〔昭和十九年十一月〕

人農第四〇号 起 昭和十九年十一月 日 定 決  
 (注記1)  
 案 行 年 月 日 施  
 (注記2)  
 (昭和十九年十一月七日)

内閣総理大臣花押(小磯)内閣書記官花押(星野)内閣書記官(稻田)(三橋)(波江)(岩倉)内閣書記官(印)(印)(印)(印)

日本鰹節類統制株式会社社長任命二閲スル件

首題ノ件ニ関シ農商次官ヨリ協議之有候処右ハ差支之無モノト  
 認メラルルニ依リ左ノ通回答相成然ルヘシ

回答案

昭和十九年(加筆)朱書〔十二〕月(加筆)朱書〔七〕日

内閣書記官長

農商次官宛

日本鰹節類統制株式会社社長任命二閲スル件

本月六日附秘水第二三二号ヲ以テ御協議ニ係ル左記ノ者ニ対ス  
 ル標記ノ件了承右ハ差支之無ク命ニ依リ此段回答ニ及ビ候

記

保利 茂

秘水第一三二号

昭和十九年十一月六日

内閣書記官長 田中武雄殿

農商次官 重政誠之 団

日本鰹節類統制株式会社社長高津伊兵衛病氣ノ為メ辞任願出候  
 二付其ノ後任トシテ左記ノ者ヲ同社社長ニ任命致度候処御異存  
 無之候哉此段予メ及協議候也

記

保利 茂

タ	タ	昭和	九	タ	八	タ	七	タ	昭和	二	タ	五	大正一三	年号	出生地	位勳		功学		爵位	
																名	氏	保	利	茂	傍
タ	タ	三、	八、	七、	一〇、	六、	四、	五、	同	退	社	報知新聞社二入社政治部勤務	私立中央大学専門部経済学科卒業	月生年	月生日	明治三四年十二月二十日	兵籍	旧名	族籍		

タ 一二	二、	任農林大臣秘書官叙高等官三等下賜一級俸
タ 二二	六、	依願免本官
タ 三三	八、	国策パルプ工業株式会社調査役
タ 一六	一〇、	同退社
タ 一七	三、	日本特殊林産物統制株式会社常務取締役就任
タ 一八	四、	同辞任
タ 一八	四、	任農林大臣秘書官
タ 一八	一、	任農商大臣秘書官
タ 一九	二、	依願免本官
タ 一九	五、	帝国油糧統制株式会社常任監事就任

(注記4)

## 統制会社令（抜萃）

第十七条 統制会社ニハ役員トシテ社長一人、理事三人以上及監事若干人ヲ置クベシ

統制会社ニハ社長ノ諮問ニ応ゼシムル為定款ノ定ムル所ニ依リ前項ニ掲タル役員以外ノ役員ヲ置クコトヲ得

## 第十八条 社長ハ統制会社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事ハ社長ヲ輔佐シ統制会社ノ業務ヲ分掌シ予メ社長ノ定ムル順位ニ依リ社長ノ定ムル順位ニ依リ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ統制会社ノ業務及財産ノ状況ヲ監査ス

第十九条 社長ハ株主総会ニ於テ推薦シタル者ノ中ヨリ行政官庁之ヲ命ズ但シ統制会社設立當時ノ社長ハ設立委員ガ株式ノ総数ヲ引受ケタル場合ニ在リテハ設立委員ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ選任シ其ノ他

ヲ以テ推薦シタル者ノ中ヨリ其ノ他ノ場合ニ在リテハ創立総会又ハ第十二条第一項ノ株主総会ニ於テ推薦シタル者ノ中ヨリ行政官庁之ヲ命ズ

前項ノ規定ニ依リ推薦シタル者ニ適任者ナシト認ムルトキハ行政官庁ハ其ノ他ノ者ヨリ社長ヲ命ズルコトヲ得

理事及監事ハ株主総会ニ於テ之ヲ選任ス但シ統制会社設立當時ノ理事及監事ハ設立委員ガ株式ノ総数ヲ引受ケタル場合ニ在リテハ設立委員ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ選任シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ創立総会又ハ第十二条第一項ノ株主総会ニ於テ之ヲ選任ス

前項ノ理事ノ選任ハ行政官庁ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

社長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス但シ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

## 日本鯉節類統制会社定款（抜萃）

## 第四章 役員

第二十五条 本公司〔社〕左ノ役員ヲ置ク

社長 一人  
理事 四人以内

監事 二人以内

前項ニ掲タル役員ノ外相談役及参与若干人ヲ置クコトヲ得

第二十六条 社長ハ本公司ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事ハ社長ヲ輔佐シ本公司ノ業務ヲ分掌シ予メ社長ノ定ムル

順位ニ依リ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ本会社ノ業務及財産ノ状況ヲ監査ス

相談役及参与ハ社長ノ諮問ニ応ジ又ハ社長ニ対シ意見ヲ具申ス

第二十七条 社長ハ株主総会ニ於テ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣ノ命ジタル者ヲ以テ之ニ充ツ

理事及監事ハ株主総会ニ於テ之ヲ選任ス但シ理事ノ選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

相談役及参与ハ鑑節類ノ集荷配給ニ関シ経験アル者及学識アル者ノ中ヨリ社長必要アリト認ムルトキ之ヲ委嘱ス

参考

設立年月日 昭和十九年三月三十一日

資本金 弐百万円 全額払込

本社所在地 東京都日本橋区小舟町一丁目五番地

(注記1)

[印]

(注記2)

[印]

(注記3)

[朱書]

「〔四八〕」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「〔朱書〕」

〔昭和十九年 公文雜纂 内閣六  
役員任命協議一 卷六〕 2A, 15, 2997